

長沼町民会館条例新旧対照表

旧					新				
別表(第4条関係)					別表(第4条関係)				
室区分	使用料				室区分	使用料			
	午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	早朝・深夜 (午後10時から翌日午前8時まで)		午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	早朝・深夜 (午後10時から翌日午前8時まで)
大集会室	4,420円	5,500円	8,200円	16,200円	大集会室	4,510円	5,610円	8,360円	16,500円
老人研修室	750	860	1,290	2,160	老人研修室	770	880	1,320	2,200
和室	1,940	2,370	3,560	7,560	和室	1,980	2,420	3,630	7,700
婦人研修室	540	640	970	2,160	婦人研修室	550	660	990	2,200
料理教室	1,080	1,400	2,050	4,320	料理教室	1,100	1,430	2,090	4,400
中会議室	750	970	1,400	3,240	中会議室	770	990	1,430	3,300
小会議室	210	320	430	1,080	小会議室	220	330	440	1,100
視聴覚室	320	430	640	1,080	視聴覚室	330	440	660	1,100
児童室	430	540	750	1,080	児童室	440	550	770	1,100
図書室	540	750	1,080	2,160	図書室	550	770	1,100	2,200
談話室	430	540	860	2,160	談話室	440	550	880	2,200
住民相談室	210	210	320	1,080	住民相談室	220	220	330	1,100
備考					備考				
1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。					1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。				
2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。					2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。				